

放課後児童クラブの現状と課題

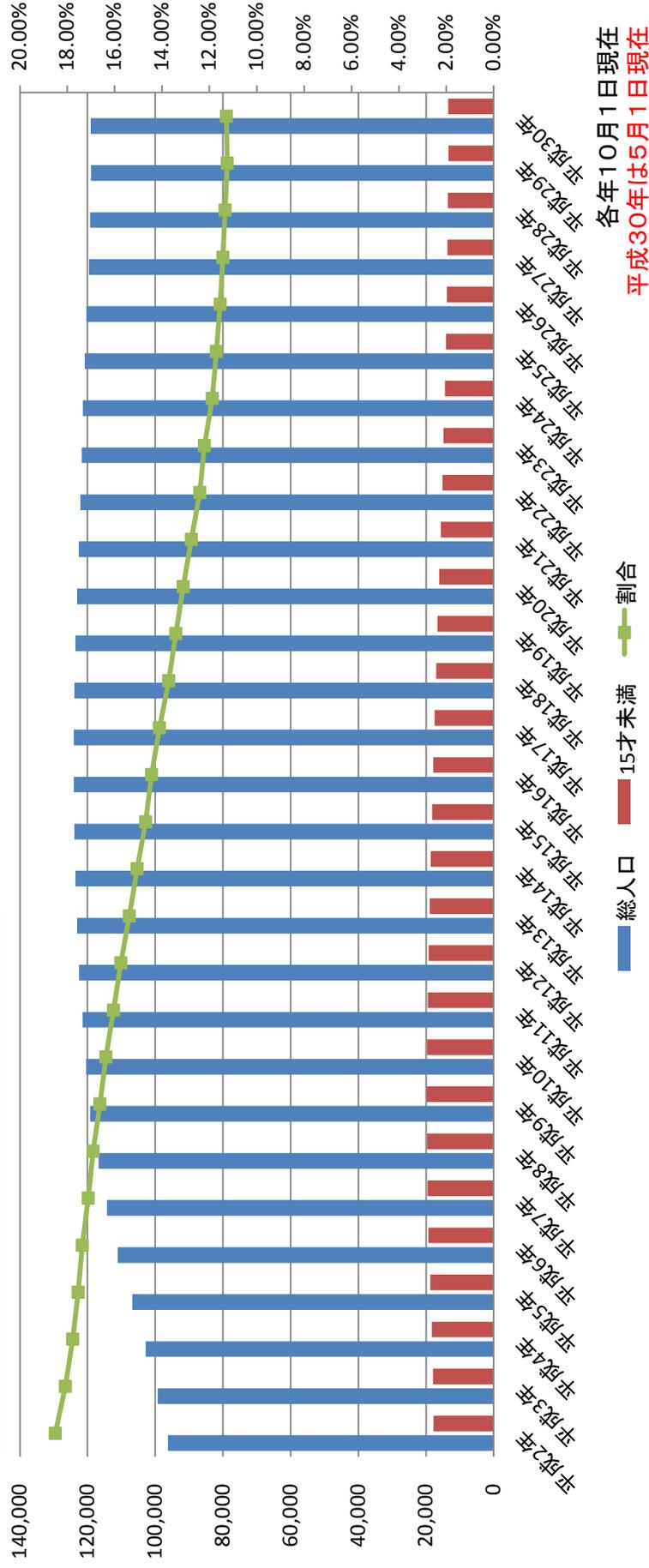
平成30年5月11日

北海道

江別市長 三好 昇

江別市の人口推移

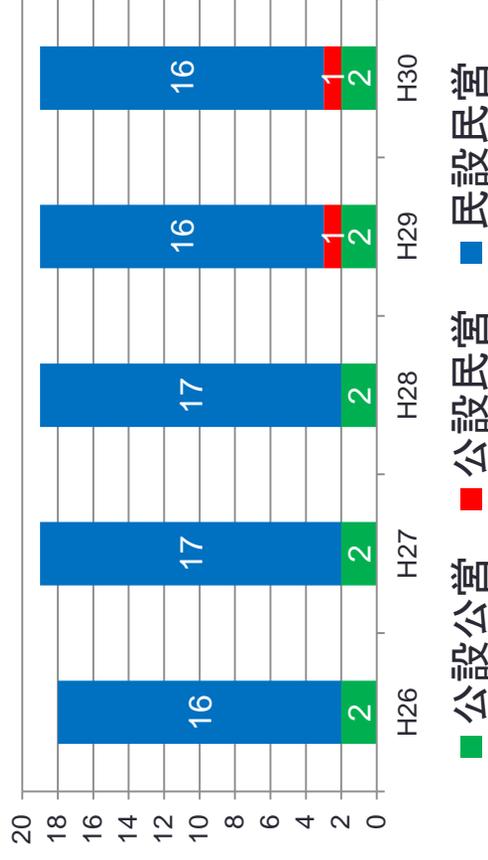
	総人口 A	15歳未満 B	割合 B/A
平成30年 5月 1日現在 ①	119,088人	13,430人	11.28%
平成29年10月 1日現在 ②	118,979人	13,384人	11.25%
増減 ①-②	+109人	+46人	+0.03ポイント



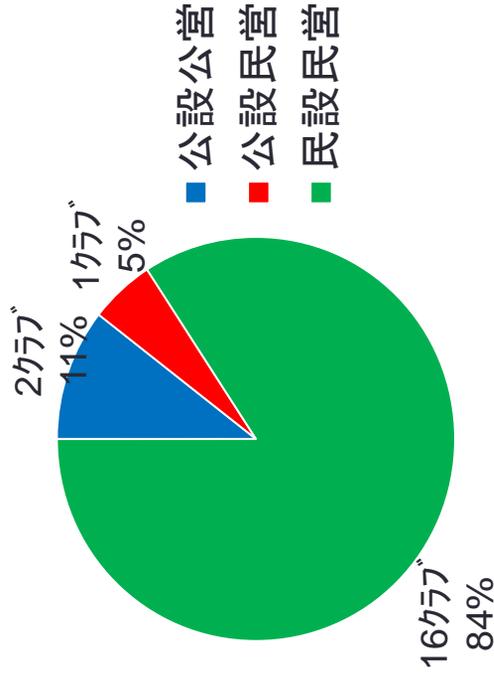
放課後児童クラブの現状

- 小学校数 18校
- クラブ数 19クラブ
- 利用定員 716人
- 登録児童数 787人
- 待機児童数 51人

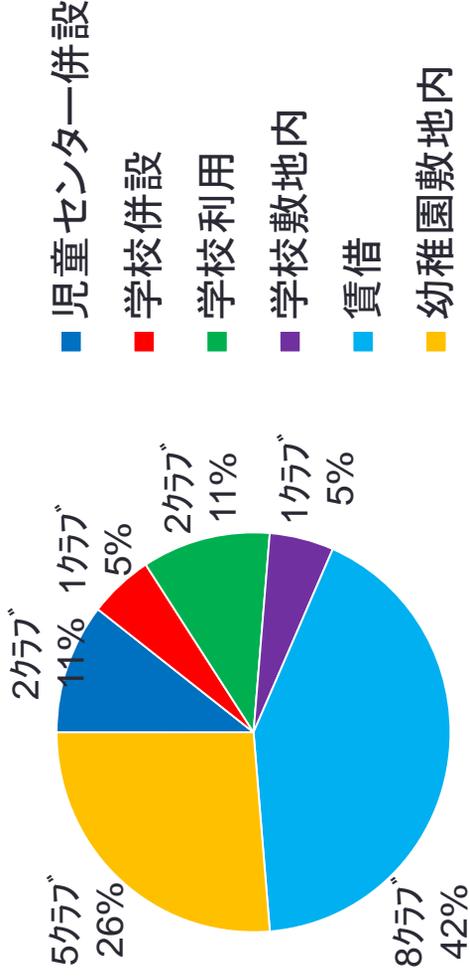
平成30年度より待機児童対策として、放課後児童クラブ併設児童センター2館で「ランドセル来館」を実施（29人が利用）



運営形態別



設置形態別



利用定員・登録児童・待機児童の状況

各年4月1日現在	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
利用定員 (増 減)	677人	682人 (+5人)	716人 (+34人)	716人 (±0人)
登録児童数 (増 減)	686人	712人 (+26人)	800人 (+84人)	787人 (-13人)
待機児童数 (増 減)	11人	7人 (-4人)	19人 (+7人)	51人 (+32人)

平成30年4月1日現在	小1	小2	小3	小4	小5	小6
児童数 ①	918人	946人	895人	965人	945人	1,032人
クラブ登録児童数 ②	300人	284人	155人	36人	6人	6人
利用率 ②/①	32.7%	30.0%	17.3%	3.7%	0.6%	0.6%
待機児童数	4人	2人	21人	20人	4人	0人

3年間実施して見えてきた「従うべき基準」の問題点

- 平成27年度より「子ども・子育て新制度」がスタートし、放課後児童健全育成事業において『従うべき基準』が示され、同基準に基づき条例を定め実施。
- 今回、市長会を代表して意見を述べるに当たり、道内他市とも情報交換を行う。

	人口	クラブ数			定員	待機児童	
		総数	公設 公営	公設 民営			民設 民営
A市（研修受講に宿泊が必要）	約35,000人	4	4	0	0	195人	4年生の一部
B市（旧産炭地に隣接）	約17,000人	5	3	2	0	190人	なし
江別市	約120,000人	19	2	1	16	716人	51人

資格要件

支援員・補助員は、慢性的に不足（募集しても応募がない状況）

保育士・教員等有資格者は、保育所や障害児通所支援事業所と競合

H32からは、研修終了が支援員資格の前提となっているため、現職支援員に欠員が生じた場合、支援員で補充することは極めて困難

支援員が確保できなければ、クラブを閉鎖せざるを得ないことになる？

【A市】支援員研修は宿泊を伴うため、勤務ソフト対応や旅費等負担が大きい

職員配置

非常勤職員及び時間給職員によるシフト制

支援員1名では開設時間をカバーすることはできないため、複数名体制は必須（夏休み等をカバーするためには、1クラブにつき支援員3名は必要）

【A市・江別市】質を確保する観点から、職員配置は3名以上が基本

【B市】現時点での研修修了者は、各クラブ1名

【江別市】公設公営クラブ：非常勤職員152,600円/月・時間給職員980円/時間

勤務シフト例(江別市:4月のある週の公設クラブ)

	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	勤務時間											
月	A	B	C	D	E	①	職員数	0	0	0	1	0	4	6	6	2	2	5.0	4.0	5.0	4.0	5.0	4.0	
火	A	B	C	D	E	②	職員数	0	0	0	1	0	3	5	5	5	3	2	6.0	6.0	2.0	7.5	7.0	4.5
水	A	B	C	D	E	②	職員数	0	0	5	5	0	4	5	5	5	3	2	0.0	4.5	5.0	5.0	5.5	4.0
木	A	B	C	D	E	③	職員数	0	0	0	1	0	4	5	5	5	3	2	4.0	2.0	5.0	5.0	5.0	4.0
金	A	B	C	D	E	②	職員数	0	0	0	1	0	4	5	5	5	3	2	4.0	2.0	5.0	5.0	5.0	4.0
土	A	B	C	D	E	②	職員数	0	0	0	1	0	3	4	4	4	3	2	5.0	5.0	5.0	0.0	0.0	5.0

A・B・C・D・Eは週29時間非常勤職員

①②③は時間給非常勤職員

職員のうち2名は併設する児童センターの児童厚生員として位置付け

児童センター開設時間

平日：11時～17時

土曜：9時～17時

放課後児童クラブ開設時間

平日：放課後～18時

土曜：8時～18時

※延長は最大19時15分まで

※児童がいなくなった時点で終了

平日の14時～17時は最低4名配置

土曜日は利用児童が少ない

【週の勤務時間】

A:25時間 B:21.5時間 C:26時間

D:21時間 E:28時間

①+②+③:26.5時間

道内のある市では、各クラブに支援員が1名しか配置できていない状況もある

『従うべき基準』に対する意見

- 支援員研修を受講しやすい環境の整備など、現場の負担増を生じさせることのない研修体系の確立
- 支援員が一時的に不在となる場合であっても、補助員によるクラブ運営を可能とする特例制度

- 地域の実情に即した『従うべき基準』の見直しは必要であるが、質の低下を招く恐れがあるものとなるのであれば、子ども・子育て支援新制度の趣旨に反する
- 支援員の正規雇用を可能とするような抜本的な処遇改善、それに伴う財源措置が必要

その他(施設整備に関する要望)

「放課後児童健全育成事業」の実施について (平成29年4月3日 雇児発0403第20号)

別添2 放課後子ども環境整備事業より抜粋

<p>①放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる余裕教室など既存施設の改修等</p>	<p><u>補助基準額</u> 12,000千円</p> <p>※開所準備経費を含む場合 12,600千円</p>	<p><u>補助率</u> 国1/3 道1/3 市1/3</p>
<p>②既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、児童数等の増に伴い必要となる余裕教室など既存施設の改修等</p> <p>③①の事業を実施する際に、余裕教室等を活用して放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要となる余裕教室などの改修等</p>	<p><u>補助基準額</u> 13,000千円</p>	



老朽化した施設の大規模修繕等、補助メニュー及び補助基準額の拡大を